

4. 広域化・官民連携の推進について

(1) 広域化の推進

(ア) 水道広域化の検討を！

人口減少等による水需要の減少とそれに伴う給水収益の減少、水道事業に携わる職員数の減少など水道を取り巻く環境が厳しくなる中で、水道サービスの低下を招くことがないように、将来にわたって健全な事業運営を持続するためには、事業統合等による水道広域化により、ダウンサイジングを含めた今後の施設の修繕・更新や、料金改定等による経営の健全化等を着実に進めることができる人員体制を確保するとともに、スケールメリットを活かして、事業基盤の強化を図っていくことが有効と考えられる。

そのため、水道事業者においては、事業統合に限らず、管理の一体化や施設の共同化など連携形態にとらわれない多様な形態の広域連携について、近隣水道事業者との検討を始める又は進めていくことが肝要である。

特に地域の中核となる水道事業者（水道用水供給事業者を含む）においては、必要に応じて都道府県とも連携し、その組織力・技術力により、近隣の中小規模事業者との連携について積極的に検討を行い、当該中小規模事業体への働きかけや支援をお願いする。

(イ) 水道事業ビジョンの策定（改定）について

水道事業者においては、水道が直面する様々な課題に適切に対処していくため、自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが求められるとともに、給水区域の住民に対して事業の安定性や持続性を示していく責任がある。このため、厚生労働省では、水道の将来像や当面の具体的な取組を示す「水道事業ビジョン」の作成を推奨している。

自らのビジョンを未だ策定していない水道事業者においては、できる限り早期に策定することにより、また、既に策定済みの水道事業者においては、現状との乖離がある場合や新水道ビジョンを踏まえて見直しが必要な場合等必要に応じて自らのビジョンを改定することにより、各種施策のより一層の推進を図るようお願いする。

なお、水道事業ビジョンの策定・改定の際には、「水道事業ビジョン作成の手引き（平成26年3月）」を参考にするとともに、同手引きにおいて、課題解決のための基本的な取組として、アセットマネジメントの実施並びに水安全計画及び耐震化計画の策定を必須事項としており、これらの取組により、水道事業における体制強化を図るよう努められたい。

(ウ) 都道府県による水道広域化の推進

個々の水道事業者では解決できない課題や流域単位で連携すべき事項について、都道府県がその調整役を果たし、リーダーシップを発揮した助言等を積極的に行うとともに、将来の水道の理想像を実現させるためには、都道府県が示すビジョンによる施策推進が必要である。

そのため、地域の中核となりうる、厚生労働大臣認可の水道事業者においては、都道府県による水道広域化の推進に積極的に協力するようお願いする。

(参考) 水道広域化に向けた主な取組状況

○事業統合

群馬県東部地域	<ul style="list-style-type: none"> ・太田市、館林市、みどり市等3市5町の水平統合。 ・H25年10月、「群馬県東部水道事業の統合に関する基本協定」を締結。 ・H28年4月に事業統合(予定)。
秩父地域	<ul style="list-style-type: none"> ・秩父市、横瀬町、小鹿野町、皆野・長瀬上下水道組合の水平統合。 ・H27年3月、「秩父地域水道事業の統合に関する覚書」を締結。 ・H28年4月に事業統合(予定)。
君津地域	<ul style="list-style-type: none"> ・木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の水平統合＋君津広域水道企業団との経営統合 ・H23年10月、「君津地域水道事業統合研究会」を設立。 ・H28年度中の事業統合を目指す。
大阪広域水道企業団	<ul style="list-style-type: none"> ・四條畷市、太子町、千早赤阪村との垂直統合(経営の一体化)。 ・H26年4月、「水道事業の統合に向けての検討、協議に関する覚書」を締結。 ・H29年4月に事業統合(予定)。
香川県	<ul style="list-style-type: none"> ・H26年10月、「広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項」を取り纏め、水道事業を一つに統合する「広域化」の方針を了承。 ・H27年4月、広域水道事業体設立準備協議会を設置。 ・H30年4月の事業統合を目指す。
宇部市・山陽小野田市	<ul style="list-style-type: none"> ・H27年6月、「水道事業広域化検討委員会」を設置。 ・H27年度末をめどに、広域化基本計画を策定予定。

○広域連携

北奥羽地区水道事業協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県南及び岩手県北の21事業体による広域連携。 ・施設、水質データ管理、施設管理及び料金等システムの共同化を実施。 ・H27年4月から順次、運用開始。
神奈川県内水道事業5事業体	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市及び神奈川県内広域水道企業団の5事業体による広域連携。 ・H22年8月、水道施設や水質管理体制の中長期的な目標など今後の水道事業のあり方に関する「神奈川県内水道事業検討委員会報告書」を取り纏め。 ・H27年4月、「広域水質管理センター」を設置。
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ・H23年12月、「県域水道ビジョン」策定 ・県内の全ての水道を「県域水道」として水道資産(施設、人材、財務、技術力等)の最適化を図る「県域水道ファシリティマネジメント」を実施中。
北九州市	<ul style="list-style-type: none"> ・H26年2月、宗像地区事務組合から、包括業務受託の検討依頼を受理。 ・H26年11月、「宗像地区事務組合水道事業包括業務委託に関する基本協定」を締結。 ・H27年10月、宗像地区水道事業の代替執行に関する規約を議決。 ・H28年4月に受託開始(予定)。
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄本島及び本島周辺離島8村の広域連携 ・H26年11月、水道広域化へ基本合意(第1段階:水道用水供給範囲の拡大)。

水道広域化による事業規模の拡大

- 給水人口規模が小さいほど、1事業当たりの職員数、給水収益が小さくなる一方、給水人口当たりの管路延長が長くなっており、事業効率が低下していく傾向が見られる。
- 今後、人口減少が進むにつれ、その傾向はより顕著になると見込まれるので、**事業統合や経営統合による事業規模の拡大を図り、スケールメリットを生かして、基盤強化に取り組む必要がある。**

(出典)平成25年度水道統計

給水人口		1万人未満	1万人 ～5万人	5万人 ～10万人	10万人 ～25万人	25万人 ～50万人	50万人以上
事業数		352	616	208	143	56	26
職員数(人)		1,366	6,175	5,246	7,273	7,371	18,449
給水収益(百万円)		46,408	298,787	282,594	385,115	353,402	925,726
給水人口(千人)		2,109	15,309	14,497	21,286	19,337	47,030
管路延長(km)		31,025	143,762	107,755	122,189	98,067	139,490
1事業 当たり	職員数(人)	4	10	25	51	132	710
	給水収益 (百万円)	132	485	1,359	2,693	6,311	35,605
	管路延長/給水人口 (km/千人)	14.7	9.4	7.4	5.7	5.1	3.0

給水人口規模が小さくなるほど、事業効率が低下

広域化による規模の拡大を図り、
基盤強化への取組が必要。

支援

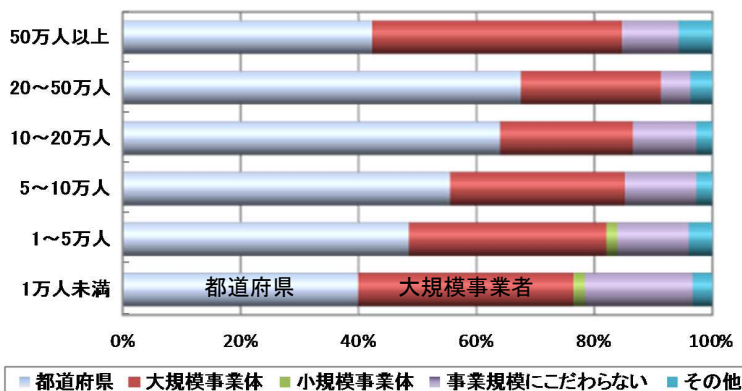
組織力・技術力により、
中小規模事業者を支援。

都道府県による水道広域化の推進

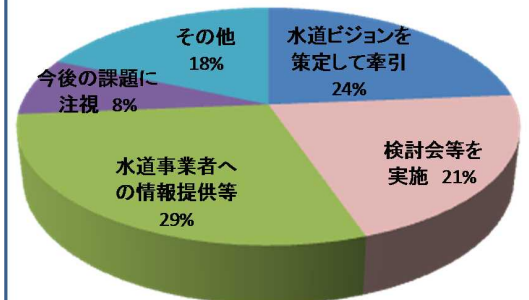
- 水道広域化の推進においては、**都道府県が中核的・中心的役割を果たすべき**との期待が大きい。特に、給水人口50万人未満の水道事業者では、規模が大きくなるほど、都道府県とする割合が高い。
- 広域化に取り組んでいる都道府県では、水道事業者との検討の場を設置し、広域化に向けた検討を定期的に行っている。
⇒ **水道事業者においては、検討の場を活用し、積極的に広域化検討への取組み**をお願いします。
- 一方で、広域化に取り組み始めていない都道府県の中には、水道事業運営に精通した職員がいないなど、広域化を推進するための組織体制の強化が必要なところもある。

水道広域化検討における都道府県への期待

- 広域化の推進には、都道府県が中核的・中心的な役割を果たすことに期待が寄せられている。

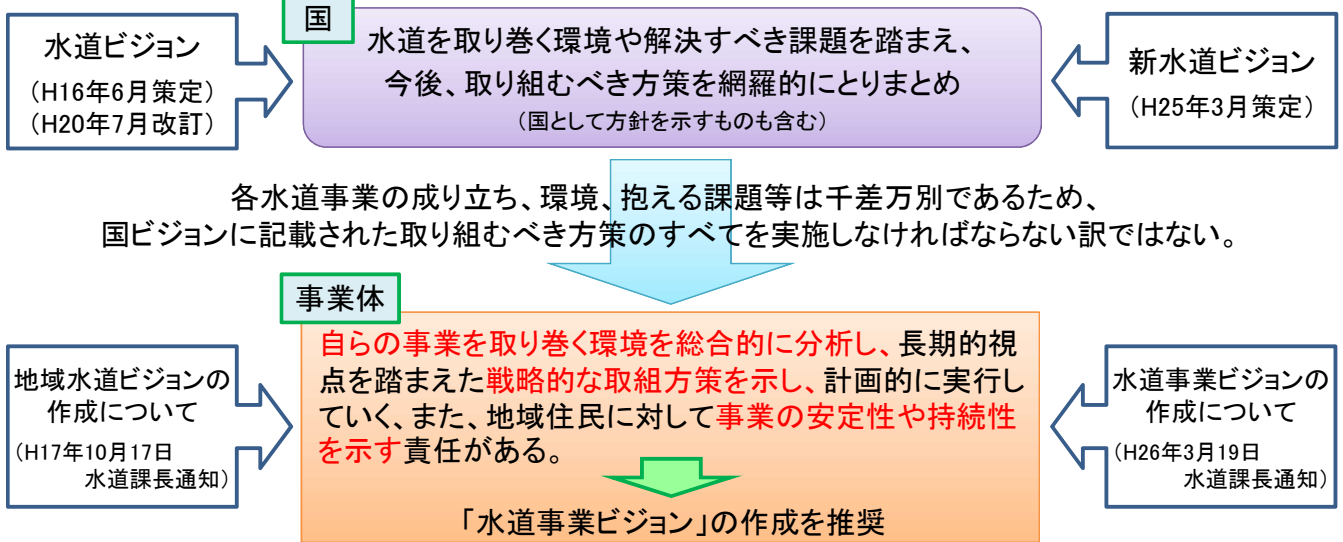


広域化に取り組む都道府県の具体的な取組内容



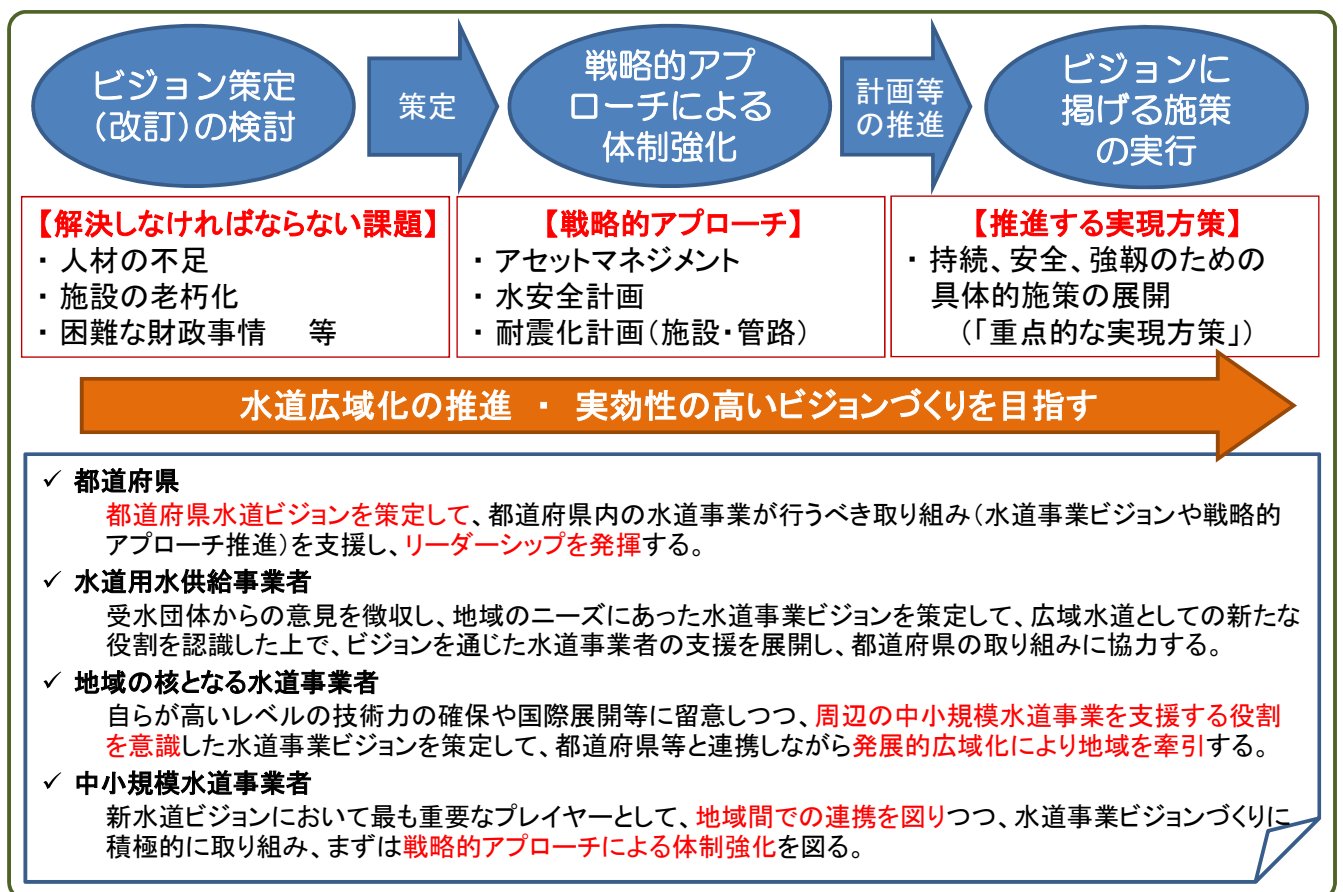
広域化検討の場において、
都道府県と水道事業者が協力し、
広域化の進展に期待！！

水道事業ビジョンの作成について



水道事業ビジョン作成の手引き		
<p>○記載事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道事業の現状評価・課題 2 将来の事業環境 3 地域の水道の理想像と目標設定 4 推進する実現方策 5 検討の進め方とフォローアップ 	<p>○目標設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期的には、50年～100年策を視野に理想像を設定する。 ・短期的には、策定後10年程度の具体的な目標を設定する。 ・戦略的アプローチ(アセットマネジメント、水安全計画、耐震化計画)の推進を基本とし、課題解決に必要な目標を設定する。 	<p>○留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県水道ビジョンによる圏域設定や実現方策と整合しつつ、必要に応じ事業者間で連携して作成。 ・戦略的アプローチによる持続・安全・強靱の取組を必須とする。 ・課題解決に必要な取組を推進するマスタープランとして実効性のある実現方策を盛り込む。

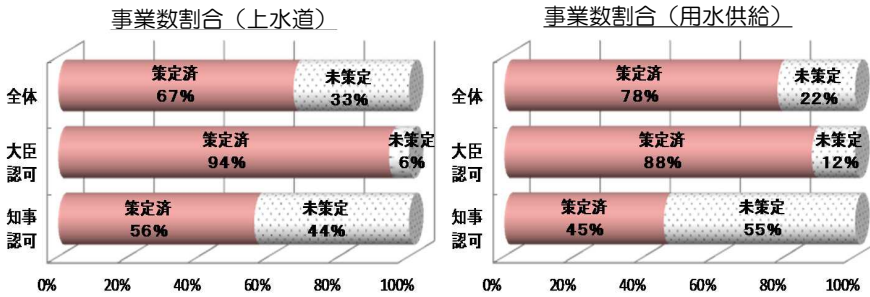
関係者が連携した地域水道ビジョンづくり



水道事業ビジョンの策定状況

- ▶ 水道事業ビジョンは、平成27年10月1日現在、上水道事業で940事業(853プラン)、用水供給事業で74事業(56プラン)が策定されている。
- ▶ また、戦略的アプローチの実施状況は、上水道事業で11%、用水供給事業で32%となっている。

規模別水道事業ビジョン策定状況



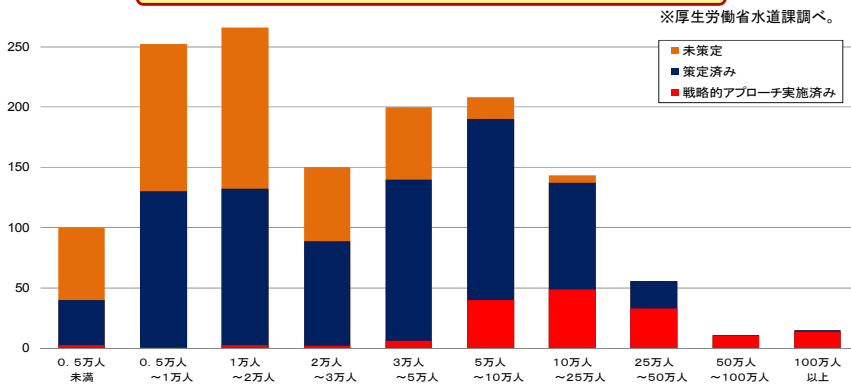
ビジョン策定済み
《上水940事業、用供74事業》

新水道ビジョンを踏まえ、新たな目標と実現方策の設定等、必要に応じて水道事業ビジョンを改訂し、**各種施策のより一層の推進**をお願いしたい。

ビジョン**未策定**
《上水461事業、用供21事業》

新水道ビジョンを踏まえ、**早急に水道事業ビジョンを作成**し、各種施策のより一層の推進をお願いしたい。

規模別戦略的アプローチ実施状況(上水道)



※事業数は平成25年度水道統計による。

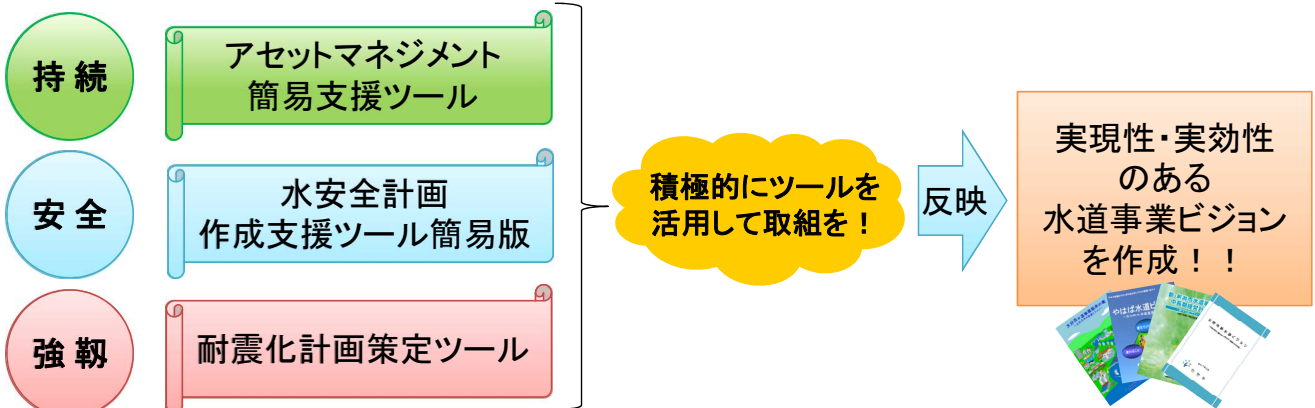
水道事業ビジョン・戦略的アプローチの取組状況

水道事業ビジョン・戦略的アプローチ取組状況

取組項目	現在給水人口					用水供給	合計
	5万人未満	5万人～10万人	10万人～25万人	25万人～50万人	50万人以上		
水道事業ビジョンの策定	54.9%	91.3%	95.8%	100.0%	100.0%	78.0%	67.8%
アセットマネジメントの実施	45.1%	77.0%	91.3%	93.1%	100.0%	78.5%	59.9%
水安全計画の策定	給水人口規模別には未整理(経営主体別で整理)						18.9%
耐震化計画の策定	27.3%	55.6%	68.8%	80.4%	88.5%	53.3%	40.0%

※水道事業ビジョン策定率は平成27年10月1日現在。戦略的アプローチ実施(策定)率は平成26年度厚生労働省水道課調べ。
 ※戦略的アプローチの実施(策定)率には、実施(策定)中を含む。なお、耐震化計画は、基幹管路の係る計画策定率。

戦略的アプローチの取組支援



(2) 官民連携の推進

(ア) 水道事業経営における連携の概要

水道事業経営における水道事業者相互間や水道事業者と民間業者間の連携に関しては、水道法による第三者委託制度、平成 11 年に施行された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI 法」という。）の改正（平成 23 年）に伴う公共施設等運営権の導入等の各種制度整備が図られたことにより、各事業者は様々な官民連携の形態を採用できるようになり、これらを活用しながら運営基盤の強化を図ることが期待されている。

官民連携に関しては、都道府県、市町村、民間部門のそれぞれが有する長所、ノウハウを有効に活用した連携方策を推進することにより、将来にわたり技術水準の確保を図るとともに、これら連携の相乗効果により、サービス水準や需要者の満足度を維持・向上していくことが重要である。

(イ) 水道事業の第三者委託について

平成 14 年 4 月に施行された水道法第 24 条の 3 の規定による第三者委託を実施している水道事業者は、平成 26 年 4 月 1 日現在、大臣認可で 48 件、都道府県知事認可で 88 件となっている。

第三者委託の届出については、業務を委託したとき又は委託が失効したときに遅滞なく認可権者である厚生労働大臣又は都道府県知事等に届出を行うこととなっており、各水道事業等においては届出手続に遺漏なきようお願いしている。また、各都道府県においては、その旨貴管下の事業者にも周知いただくようお願いしたい。

(ウ) 水道事業における PFI 導入について

PFI 法に基づく公共事業の実施は、これまで国や地方公共団体等が実施していた公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金やノウハウを活用して行う手法である。PFI 法に基づく事業の実施は、設計・建設から維持管理・運営について、選定された民間事業者にも長期間にわたり委ねるものであり、また、契約に至るまでの手続きも多種・多様で複雑であることから、我が国の水道事業において、これまで PFI 事業が導入されたのは、比較的大規模な水道事業者等が多い。

また、平成 23 年 6 月には、PFI 法改正法が公布され、公共施設等運営権に係る制度（コンセッション制度）の創設など、PFI 制度が大きく改正されることとなった。最近では、産業競争力会議フォローアップ分科会（立地競争力等）等での議論を踏まえて、平成 26 年度～平成 28 年度までの 3 年間に集中強化期間とし、水道分野における公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業の案件数について、数値目標を 6 件とすることが示された。

(エ) 水道分野における官民連携推進協議会の開催について

水道分野（水道事業及び工業用水道事業）を取り巻く環境が年々厳しさを増す中で、これらの課題に対して、広域化の推進や官民連携など地域の実情に応じた形態

により、運営基盤を強化することが不可欠となっている。

そのため、平成 22 年度より、厚生労働省と経済産業省が連携し、水道事業者等と民間事業者とのマッチングの促進を目的とした「水道分野における官民連携推進協議会」を全国各地*で実施し、多くの水道関係者に参加いただいている。

今後も継続して実施することで、公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業を含めて官民連携を進めるために水道事業者に制度の周知を図ってまいりたい。

なお、平成 28 年度以降も各地の希望に応じて柔軟に開催する予定であるため、開催希望がある場合は水道計画指導室への相談をお願いしたい。

※平成 22 年度：仙台市、さいたま市、名古屋市

平成 23 年度：広島市、福岡市、さいたま市

平成 24 年度：札幌市、郡山市、仙台市、盛岡市、大阪市

平成 25 年度：札幌市、東京都、滋賀県、高松市

平成 26 年度：東京都、新潟市、仙台市、福岡市

平成 27 年度：富山市(7/28 開催)、東京都(10/2 開催)

大阪市(12/4 予定)、広島市(2/5 予定)

(I) 官民連携の推進に係る政府決定事項（抜粋）

「日本再興戦略」改訂2015－未来への挑戦－（平成27年6月30日 閣議決定）

- ①水道分野において、既存の事業とイコールフットイングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討する。
- ②水道事業においては、公共施設等運営権方式を推進する観点からも、事業の効率性を高める必要があることから、水道事業の広域化を含む基盤強化を更に推進するための施策を検討する。